

Country	Reported number	Social Policy					Other policy fields	General and important developments
		Health Care	Pension and Social Security	Nursing and elder care	State welfare/Social Assist	Family Issues		
Germany ドイツ	No.1/1999	structural reform in the public health insurance					program for future 2000	the general elections brought about a change in federal government
			Changes in fiscal treatment of pension funds...					
	No.2/1999							
	No.1/2000		Government proposal on a "Pensions Reform 2000"①			Parental leave and benefit policy		
	No.2/2000							
	No.1/2001		Government proposal on a "Pensions Reform 2000"②					
No.1/2002	Health Pass							
France フランス	No.1/1999	Universal Healthcare Coverage①	Proposal to reform the French Pension System①					
	No.2/1999		Act on the financing of social security in 2000					
	No.1/2000		Proposal to reform the French Pension System②					
	No.2/2000		Proposal to reform the French Pension System③					
	No.1/2001			Implementation of a "Personal Autonomy Allowance"				
	No.1/2002	Universal Healthcare Coverage②	Retirement Equivalent Allowance Pension Reform④			Paternity Leave		

病院医療サービスの高度化とその経済効率性に関する実証分析
(平成11～13年度)
総合研究報告

池上直己 慶應義塾大学医学部医療政策・管理学教室
金子能宏 国立社会保障・人口問題研究所

はじめに

虚血性心疾患の治療は、当該疾病の有病率・死亡率の規模のみならず、その治療技術の飛躍的な開発・普及過程とそれが及ぼす医療経済的インパクトにおいても注目されている。虚血性心疾患の治療は大きく分ければ薬物治療、経皮的冠動脈手術 (Percutaneous Coronary Intervention、以下 PCI) と冠動脈バイパス手術 (Coronary-artery Bypass Graft、以下 CABG) の3つに分けられる。しかし PCI ひとつとっても 1977 年に世界で初めて施行され、本邦においても 1983 年に開始されて以来、その内容は大きく異なってきた。当初、本研究班においてもそうした「新技術の普及」が及ぼす医療経済上の影響を検討することを予定したが、「新技術」の内容は臨床的にみても一枚岩のものではなく、90年代を通じて年々変化しつづけているため、「技術普及モデル」を適用しがたいことが明らかとなった。一方、このように目まぐるしく変化する技術をどのように現場の医師が採用・実施しているのかという、より基本的な情報が国内外において欠如していることから、日米のモデル病院から得られる情報をもとに記述的な検討を行うことを最終的に目標に掲げ直すこととなった。

虚血性心疾患の治療；臨床的変遷

PCI は当初 Percutaneous Ordinary Balloon Angioplasty (POBA) として冠動脈の狭窄部位をバルーンで拡張する治療としてスタートした。しかし POBA の抱えた問題として 30% に及ぶ再狭窄率、1-5% の確率で発生する急性冠動脈閉塞などがあり、これを克服するためいわゆる New Device の開発が 80 年代後半進められた。Stent や directional coronary atherectomy、Roterblator などの新手法が試みられ今日に至っているが、中でも Stent が 90 年代の PCI に大きな変化を及ぼしたといっても過言ではないだろう。たしかに、当初 Stent 利用には抗凝固剤が必要であったため限定的にしかし領されなかった。しかし、1995 年以降、この問題が解消されたことから、Stent の適応対象が一気に広げられた。1998 年ころから操作性が改良されたいわゆる第 2 世代 Stent が市場に出回るようになり、さらに Stent の使用頻度が高まっている。

一方 CABG については、80 年代初頭に静脈グラフトの予後が芳しくないことが明らかになったことからより開存性の高い動脈グラフトを利用する臨床研究が優先された。内胸動脈

や右胃大網動脈などを利用して大動脈に手をつけない手法などが確立してきたのに続き、90年代半ばから低侵襲性手術（MID-CABG）の開発や人工心肺を用いない手術（いわゆる Off-pump 手術）が試みられるようになってきた。

検証する仮説について

上述した臨床的観点から見れば、以下の諸問題が仮説としてあげられる。

- 1) 95年付近を境に Stent などの New Device の使用が非連続的に増加している。この傾向は日米を通じて同様に観察される。
- 2) New Device の普及に伴い、急性心筋梗塞や高齢者などの POBA では対応が難しかった症例などにおいて PCI 施行が増加している。この傾向も日米を通じて同様に観察される。
- 3) New Device の普及に伴い死亡率や合併症率などの低下が見られる。この傾向も日米を通じて同様に観察される。
- 4) New Device の普及と並行して、在院日数の減少が見られる。ことに米国においては 90年代の Managed Care の趨勢と重なりその傾向が著しい。

データ構造

米国側データの詳細については別途報告を参照されたい。日本側データとしては国立循環器病センター（以下 NCCH）心臓内科の協力を得て、1994年1月から1998年12月までに同施設で施行された PCI ならびに CABG の全症例について臨床データならびに医療事務データから抽出された。基本属性（年齢・性別）、臨床病名（急性心筋梗塞か否か）、手術日、手術内容、使用 Device、入院日数、術後合併症の有無（PCI 症例のみ）、術後1年以内の死亡率、術後1年以内の入院日数総計などを得た。

基本統計表；性別に見た PCI 施行件数

year	male	female	Total
94	309	72	381
	81.10	18.90	
95	331	80	411
	80.54	19.46	
96	352	69	421
	83.61	16.39	
97	404	88	492
	82.11	17.89	
98	430	98	528
	81.44	18.56	
Total	1826	407	2233
	81.77	18.23	

2 例欠損

出所 NCCH 心臓内科の協力を得て筆者作成

分析の概要と結果のまとめ

94-95年と比較し96-98年においてstentの使用率が急上昇し、その傾向や比率は米国側データと比較してほぼ同等であり、stent技術が日米でほぼ同時進行的に普及・適応拡大が見られたことがうかがわれる。またこれと時期を一にして、合併症率の低下、死亡率の減少が見られており、大枠でこれもまた日米で同様の傾向を認めるに至った。死亡率や合併症率の絶対値については米国の其れに比して日本の数値は一貫して低い値が見られているが、患者の臨床像が比較できない以上単純に比較することは危険である。これまでも米国に比して日本の臨床現場では比較的軽症の患者もインターベンションの対象とされることが指摘されている。従って死亡率や合併症発生率が日本で低いのは単に患者ミックスが軽症症例も含んでいるためかもしれない。今後日米双方で比較可能なレベルの臨床データを入手した上でさらに検討をする必要がある。

在院日数については米国のそれと日本のそれでは絶対値が大きく異なるが、在院日数が94-95年と96-98年で減少傾向にある点では同様であった。

さらに本邦の分析では年齢層別・診断別にstent技術普及の程度、アウトカム、在院日数の変化に違いが見られることが指摘された。すなわち仮説どおり高齢者・心筋梗塞症例などにおいてPCIがより積極的に用いられており、その背景にstentを始めとする新しいより効果的な技術の導入と、その適応をめぐる補助診断や補助治療の向上などが関与していたであろうと推測される。またこうしたハイリスク群においてもアウトカムの改善や在院日数の削減などが観察された。

最後に、以上の仮説の検討をまとめれば、当初予想通り、日米においてほぼ同時期に新技術の普及ならびにアウトカム上の変化傾向が見て取れた。今後費用効果に関する検討を進め、技術導入の及ぼす医療経済的影響について分析を進める意義が認められた。

所得分配に関する国際比較研究（平成 11～13 年度）
総合研究報告

大石亜希子 国立社会保障・人口問題研究所

1. 研究の背景

経済格差論争¹

1990 年代から所得格差の拡大が指摘され、その事実認識ならびに要因について各層から様々な意見が出されてきた。その契機は、橋木(1997)による「わが国の所得格差は拡大し、現在では格差の水準は欧米並みになった」という主張であった。しかし、少なくとも国際比較でみた日本の不平等度の水準については、橋木(1997)の統計解釈に問題があり、先進諸国の中では依然として日本は平等的なグループに属するという点では現在、議論が一致している²。

それでは 1990 年代以降の格差拡大をどのように解釈すべきか。これについては、世帯ベースにおける格差指標が示す不平等化は、実態に沿ったものとする見方と、それは高齢化にともなう構造的なもので、深刻な問題ではないとする見方に分かれている。これらの見解の要点とそれぞれの問題点は『日本労働研究雑誌』42 巻 7 号（2000 年）に詳しく取り上げられているが、以下のようにまとめることができる。

- (1) 不平等化はしているが年齢構造の変化（高齢化の進行）によるもので新たに不平等をもたらす要因が働いたものではない（大竹（2000））。
- (2) 不平等化はしているが、90 年代ではそれほど大きくはなく、平等化を感じる人も多い（梅溪（2000））。
- (3) 厚生労働省のデータは不平等を大きめに示す傾向がある。特に、学生単身世帯比率が高めに推定されており、除くべきである（舟岡（2001））。

いずれの説を検証するにしても、集計されたジニ係数などの不平等度指標をみるだけでは不十分であり、マイクロデータに基づき、さまざまな属性をコントロールした上で所得分配の実態を把握するための詳細な分析が不可欠であることは明らかである。

世界的な関心の高まり

その一方で、世界的に格差問題への関心が高まっていることも見逃せない。例えば毎年、特定のテーマで世界の要人・経済人を集めて開催されるダボス会議（世界経済フォーラム）の 2001 年のテーマは「持続的な成長と格差の架け橋：我々のグローバルな将来のための枠組み」であった。それに先立つ 1998 年には、毎年、著名なエコノミストを招集してシンポジウムを開催している米カンザスシティ連銀で、不平等化をテーマとしたシンポジ

¹ この節の記述は寺崎（2002）に多くを負っている。

² 大石・伊藤(1999)、経済企画庁(1999)、『日本労働研究雑誌』42 巻 7 号（2000 年）参照。

ウム (Income Inequality: Issues and Policy Options) が開催され、米 FRB 議長のアラン・グリーンズパンも出席した。すなわち、一国の金融政策を決定する上で分配問題 (distributional issues) が無視できない重要事項となったことを意味する。この背景としては、まず、1980 年代以降の急速なグローバリゼーションの進展と技術革新がある。アメリカでは 1980 年代以降、賃金格差が拡大した。ヨーロッパでは賃金格差の拡大傾向は観察されなかったが、失業率が上昇した。どちらにおいても特徴的なのは、熟練労働者あるいは高学歴者への雇用需要が拡大し、非熟練労働者あるいは相対的に学歴の低い労働者は賃金低下や失業に見舞われたことである。この要因を巡って「グローバリゼーションの進展により、発展途上国からの製品輸入が急増した、あるいは海外生産への移転が進むことで、先進国の製造業労働者への需要が減少した」からではないか、あるいは「スキル偏向的技術進歩により、熟練労働者に対する雇用需要が拡大した」ためではないか、といった議論が起こった³。

格差問題への関心を高めたもうひとつの背景としては、1990 年代に入り、先進諸国の経済成長率が低下するとともに財政事情が悪化し、社会保障政策の見直しが進んだことがある。伝統的に福祉国家といわれてきた北欧諸国でも大規模な社会保障改革が進み、より市場の役割を重視する方向へと政策転換が起こった。こうした中で福祉国家批判、あるいは福祉国家批判への反批判⁴が行われ、政府は再分配にどの程度コミットすべきかという点について議論が続いている。

2. 研究方法と実施経過

当研究プロジェクトは、所得分配問題に対するアプローチとして、つぎのような研究方法を採用した。

第 1 に、『所得再分配調査』、『国民生活基礎調査』(以上、厚生労働省)などのマイクロデータを利用して、世帯構造や家族構造などさまざまな属性をコントロールした上で所得分配の実態を把握する。

第 2 に、国際比較をする際のリソースとして、ルクセンブルグ・インカム・スタディ (LIS) のデータを利用し、国際比較にまつわる問題点について海外研究者と意見交換を行う。

第 3 に、所得分配にまつわる特定の政策手段 (所得税、児童手当、現物給付など) を取り上げ、それらの政策効果と所得分配に及ぼす影響を分析する。

まず平成 11 年度には、関連文献のサーベイを行うとともに『所得再分配調査』、『国民生活基礎調査』の目的外使用申請を行った。同時に、社会保険料負担の逆進性についてレポートをまとめた (阿部(2000))。

平成 12 年度には、研究会を組織し、不平等度を計測する際の統計上の問題点について議論するとともに、LIS 主催の夏期セミナーに阿部彩が参加 (平成 12 年 7 月 9 日～15 日)、

³ 代表的なものとしては Katz and Murphy (1992), Blau and Kahn(1996)。また日本における実証研究としては玄田(1994)、香西・鈴木・伊藤(1998)、櫻井(1999)などを参照。

⁴ Atkinson(1999)。

さらに平成 13 年 3 月には LIS 及び Syracuse University の Timothy Smeeding 教授を招き、「所得不平等とその政策的インプリケーション」(Income Inequality and its Political Implications) に関する講演会を国立社会保障・人口問題研究所会議室で開催した。

平成 13 年度においては、研究会での議論をもとに研究会参加者が各自の論文を作成した。

3. 所得分配の国際比較

国際比較の基盤としての LIS の現状⁵

ルクセンブルク・インカム・スタディ (LIS) は社会科学の共同研究のためのインフラとして非常に古い歴史を持っている。参加国は 25 カ国に上り、共同して各国の家計所得に関するマイクロデータを提供している。マイクロデータを使用しているため、ジニ係数をはじめとして様々な不平等度指標の計測・比較が可能である。目下、LIS ではメキシコや南アフリカ、中欧・東欧諸国のデータも含める方向で進めている。

LIS のデータは不平等度の国際比較に有効に利用されているが、近年では一国単位での所得格差研究にとどまらず、高齢女性の貧困問題や子供の貧困といった個別テーマについて優れた研究成果が出ている。

国際比較でみた日本の不平等度

Smeeding (1997),(2001)によると、1990 年代前半における先進諸国の Adjusted Disposable Income のジニ係数は北欧諸国が小さい(スウェーデン 0.23, デンマーク 0.24, オランダ 0.25, 等)が、G7 諸国ではドイツ・イタリア 0.26, フランス・カナダ 0.29, 日本 0.32, イギリス・アメリカ 0.34 となっており、日本はそれほど平等的なグループには属していない。Eurostat (1998)でもデンマーク、スウェーデン、オランダのジニ係数が 0.23~0.25 で平等度が高く、イギリス(0.345)の平等度が低かった。しかしながら、ジニ係数の計算プログラムは同一のものを使用しても、もとなるデータの対象や定義によって結果は変わるので、今後国際間の共同研究等による再検討が期待される。

1990 年代における日本の所得格差の動向

各種の既存統計では 1980 年代半ば以降、緩やかな不平等度の上昇傾向が観察される⁶(表 1)。また、『国民生活基礎調査』(1989 年、1998 年)を利用し、様々な不平等指標を用いて計測しても、全世帯ベースでは 1990 年代に所得格差が拡大したことが確認される(表 2)。

⁵ 本節は Smeeding(2001)に多くを負っている。

⁶ 大石(2001)参照。

表1 ジニ係数の比較

出所	国民生活基礎調査 厚生省		所得再分配調査 厚生省		全国消費実態調査 総務庁	家計調査 総務庁	
注記	2人以上世帯 全世帯*		全世帯		2人以上一般世帯	農林漁家世帯・ 単身者世帯除く*	
計算の対象 とした所得	年間所得		当初所得	再分配 所得	年間収入	年間収入	
所得分位	四分位	四分位	十分位	十分位	十分位	十分位	五分位
年							
1979	0.315	0.284					
1980			0.349	0.314		0.273	0.260
81						0.272	0.259
82						0.277	0.264
83	0.325	0.295	0.398	0.343		0.275	0.262
84					0.280	0.272	0.260
1985						0.285	0.271
86	0.328	0.297	0.405	0.338		0.291	0.277
87						0.286	0.273
88						0.281	0.268
89	0.346	0.308	0.433	0.364	0.293	0.290	0.273
1990						0.291	0.277
91						0.296	0.282
92	0.347	0.301	0.439	0.365		0.292	0.278
93						0.292	0.278
94					0.297	0.293	0.279
1995	0.346	0.303				0.296	0.281
96						0.296	0.282
97						0.297	0.283

1. 『所得再分配調査』の「当初所得」は、雇用者所得、事業所得、農耕所得、畜産所得、財産所得、家内労働所得、雑収入、仕送りなどの私的給付の合計額。

2. 『所得再分配所得』の「再分配所得」は、当初所得から税・社会保険料を控除し、社会保障給付を加えたもの（医療の現物給付含む）。

3. *印のジニ係数の系列は筆者ら計算。他は表記の各統計による。

(資料) 大石(2001)

表2 ジニ係数の推計式による違い

対象と計算方法	1989	1998
全世帯（十分位）	0.3743	0.3952
全世帯（マイクロ，面積法）	0.3834	0.4040
全世帯（マイクロ，共分散式）	0.3826	0.4042

（出所）寺崎(2002)。

舟岡(2001)は、厚生労働省のデータは学生単身世帯比率が高めに推定されており、これが不平等度を高く出す傾向にあると指摘している。そこで単身学生の影響を除去した不平等度の計測も行ったが、全体的な傾向に変わりはなかった（表3）。

表3 学生世帯を除いたジニ係数

	1989	1998
単身学生を除く（十分位）	0.371	0.388
単身学生を除く（マイクロ	0.380	0.397

（出所）寺崎(2002)。

1990年代における格差拡大の要因⁷

年齢階級別世帯構造別では、1988年から1997年にかけての所得格差の変化方向はほとんどがマイナスを示している（表4）。すなわち、年齢と世帯構造を特定すると、大部分の категорияに関しては、所得格差は縮小している。全体の所得格差が拡大しているのは所得格差の大きい属性の世帯構成比が増加していることによる。結局、シェア効果が大きいことが2つの属性を組み合わせても言えることが確認できた。統計的にいえば、高齢化によって世帯所得格差の拡大が生じているといっても、世帯構造の変化によってもたらされた結果と言っても、その内実は同じ事であることが確認できたことになる。

⁷ 寺崎(2002)。

表4 年齢階級別世帯構造別タイル係数の変動, 1988-1997年

タイル係数, 1988年								
年齢階級	単独:男	単独:女	夫婦のみ	夫婦と未婚の子	片親と未婚の子	三世帯世帯	その他世帯	合計
-19	0.0847	0.0466	0.0000	0.0537	0.0000	0.0000	0.2224	0.0788
20-28	0.1242	0.1026	0.0971	0.0767	0.2072	0.1342	0.2328	0.1561
29-37	0.0817	0.1166	0.0945	0.0976	0.2532	0.1165	0.1861	0.1194
38-46	0.1876	0.2649	0.1915	0.1415	0.2963	0.1540	0.1801	0.1683
47-55	0.3369	0.2970	0.2213	0.1884	0.2186	0.1573	0.2617	0.2171
56-64	0.3396	0.3727	0.3137	0.1930	0.2368	0.1871	0.3150	0.2847
65-73	0.5517	0.3289	0.4250	0.2586	0.2022	0.1901	0.3178	0.3963
74+	0.4626	0.3844	0.5237	0.1772	0.2831	0.1895	0.3048	0.4889
合計	0.2822	0.3193	0.3173	0.1788	0.2544	0.1728	0.2836	0.2610
1988年から1997年にかけてのタイル係数の変化								
年齢階級	単独:男	単独:女	夫婦のみ	夫婦と未婚の子	片親と未婚の子	三世帯世帯	その他世帯	合計
-19	0.0229	0.0409	0.0145	-0.0437	0.0000	0.0000	-0.2224	0.0245
20-28	0.0355	0.0247	0.0316	0.0336	0.1017	0.0444	-0.0754	0.0478
29-37	0.0244	0.0389	0.0005	0.0066	0.0178	0.0054	-0.0196	0.0102
38-46	0.0042	-0.0107	-0.0753	-0.0208	-0.0605	-0.0294	0.0609	-0.0104
47-55	-0.0755	-0.0055	-0.0297	-0.0276	0.0211	0.0151	0.0267	-0.0036
56-64	0.0090	-0.0762	-0.0270	0.0244	0.0538	0.0024	-0.0202	0.0124
65-73	-0.2136	-0.0552	-0.1089	-0.0018	0.1116	-0.0147	-0.0145	-0.0392
74+	-0.0413	-0.0910	-0.2379	0.2634	-0.0016	-0.0214	0.1335	-0.0086
合計	0.0188	-0.0308	-0.0451	0.0068	0.0270	-0.0026	0.0270	0.0276

(出所) 寺崎(2002)。

格差拡大にまつわる統計上の問題点⁸

表1にみたように、他の統計と比較して、『所得再分配調査』では、1980年代におけるジニ係数の上昇が著しい。橘木(1998)はこれをもとに日本における所得格差の拡大を指摘している。しかしながら、こうした傾向が現れる理由の一つとして、分析のもととなる1981年の『所得再分配調査』のサンプル・セレクション・バイアスが考えられる⁹。表5は、各

⁸ この節は大石(2001)に多くを負っている。

⁹ 小林(1998)、「所得再分配検討会報告書」も同様の指摘をしている。

年における『国民生活基礎調査』（所得票）と『所得分配調査』を比較したものである。両調査の対象となる世帯は同じ単位区に所属する世帯であるので対象範囲はほぼ重複しており、調査実施日も同じである。しかしながら、1978年、1981年調査に関しては、『国民生活基礎調査』と比較して『所得再分配調査』の対象世帯が少なく、とくに高齢者世帯が4割程度少なくなっている。

高齢者世帯は一般に所得が少なく、また、世帯間での所得格差も大きいことから、サンプルに占める高齢者世帯の割合が少ない場合には、ジニ係数はより低く出る傾向にあると見られる。実際、両年の『所得再分配調査』のジニ係数は、1984年と比較して大幅に低い。

所得格差の拡大は主に高齢化が原因とする大竹・斎藤(1999)の分析は1981、93年の『所得再分配調査』を使用しているため、この2時点間における不平等度の上昇度合がサンプル・セレクション・バイアスによって実際以上に強調されている可能性がある。時点間の比較をする上で、1978、81年の『所得再分配調査』の使用には慎重であるべきだと考えられる。

表5 『国民生活基礎調査』と『所得再分配調査』の比較

		1978	1981	1984	1987	1990	1993
調査実施日		S53.9.1	S56.9.1	S59.9.1	S62.7.15	H2.7.19	H5.7.15
調査世帯数	『国民生活基礎調査』(a)	7,589	7,636	7,236	7,803	9,059	8,866
	『所得再分配調査』(b)	7,117	7,200	7,165	7,617	8,856	8,814
	(b)/(a)	93.8	94.3	99.0	97.6	97.8	99.4
被保護世帯数	『国民生活基礎調査』(a)	114	121	101	93	118	79
	『所得再分配調査』(b)	65	n.a.	117	113	134	94
	(b)/(a)	57.0		115.8	121.5	113.6	119.0
母子世帯数	『国民生活基礎調査』(a)	89	81	86	102	128	109
	『所得再分配調査』(b)	80	78	85	100	125	109
	(b)/(a)	89.9	96.3	98.8	98.0	97.7	100.0
高齢者世帯数	『国民生活基礎調査』(a)	493	609	585	770	1066	1219
	『所得再分配調査』(b)	293	392	578	769	1055	1216
	(b)/(a)	59.4	64.4	98.8	99.9	99.0	99.8
当初所得のジニ係数		0.3652	0.3491	0.3975	0.4049	0.4334	0.4394
再分配所得のジニ係数		0.3476	0.3143	0.3426	0.3382	0.3643	0.3645

(出所) 大石(2001)

世帯所得の計測単位：等価尺度による調整¹⁰

世帯所得の格差を論じる場合には計測単位となる世帯の取扱いが問題となる。一般に世帯規模が大きければ有業人員が多く、世帯所得が大きくなる傾向がある。しかし、世帯を構成する人々が享受する厚生水準は必ずしも世帯所得に比例しているわけではなく、各自が処分可能な所得は世帯員で分ち合うため小さい。従って、世帯人員一人当たり所得であるとか、成人換算した一人当たり所得によって格差を計測する場合が多い。世帯人員の平方根で割算をするという LIS 方式も最近ではよく使用される。『所得再分配調査』1996 年のマイクロデータを使用し、この方法による計測を次の 2 つの等価所得スケールを用いて行った。所得の不平等度の測定にはジニ係数を用いた。

スケール a： 15 歳以上の 1 人目=1.0、同 2 人目以降=0.5、15 歳未満=0.3

スケール b： 18 歳以上の 1 人目=1.0、同 2 人目=0.7、同 3 人目以降及び 18 歳未満=0.5

スケール a を用いた場合の結果は「世帯人員調整 a」、スケール b の場合は「世帯人員調整 b」と表示した(表 6、表 7、表 8、表 9)。なお、ここで「現役世帯」とは、「年金・恩給」所得がゼロの世帯、「引退世帯」とは「年金・恩給」所得があり、かつ、「雇用者所得」と「事業所得(農耕・畜産所得等を含む)」の合計がゼロの世帯を、そして「Mix 世帯」とは、「年金・恩給」所得があり、かつ、引退世帯には分類されない世帯を指す。

表 6 世帯構造別課税前所得の平均値

(万円)

世帯構造	世帯人員調整前				世帯人員調整a				世帯人員調整b			
	全世帯	現役	引退	Mix	全世帯	現役	引退	Mix	全世帯	現役	引退	Mix
合計	683	712	259	782	355	376	196	367	317	334	183	330
単独	307	376	173	297	307	376	173	297	307	376	174	297
夫婦のみ	584	678	338	630	389	452	225	420	344	399	199	371
夫婦と子	812	817	...	800	369	370	...	377	319	318	...	343
ひとり親と子	496	473	...	576	303	279	...	368	269	248	...	325
3世代世帯	985	1021	...	974	338	358	...	332	299	315	...	295
その他	752	663	...	847	356	316	...	397	322	283	...	361

(出所) 府川(2002)

¹⁰ 寺崎(2002)、府川(2002)。

表7 世帯構造別再分配所得の平均値

(万円)

世帯構造	世帯人員調整前				世帯人員調整a				世帯人員調整b			
	全世帯	現役	引退	Mix	全世帯	現役	引退	Mix	全世帯	現役	引退	Mix
合計	574	591	239	667	299	312	181	314	267	278	169	282
単独	264	316	162	264	264	316	162	264	265	316	162	264
夫婦のみ	494	557	310	540	329	371	207	360	291	328	183	318
夫婦と子	675	676	...	687	307	306	...	324	265	263	...	294
ひとり親と子	428	404	...	503	262	239	...	321	232	213	...	284
3世代世帯	829	841	...	827	285	295	...	282	252	260	...	250
その他	634	560	...	711	301	267	...	334	272	240	...	303

(出所) 府川(2002)

表8 世帯構造別課税前所得のジニ係数

世帯構造	世帯人員調整前				世帯人員調整a				世帯人員調整b			
	全世帯	現役	引退	Mix	全世帯	現役	引退	Mix	全世帯	現役	引退	Mix
合計	0.368	0.335	0.350	0.354	0.345	0.322	0.312	0.360	0.351	0.333	0.308	0.363
単独	0.415	0.381	0.335	0.442	0.415	0.381	0.335	0.442	0.415	0.381	0.336	0.442
夫婦のみ	0.371	0.312	0.279	0.409	0.377	0.319	0.276	0.419	0.377	0.320	0.275	0.420
夫婦と子	0.284	0.278	...	0.315	0.293	0.286	...	0.336	0.306	0.301	...	0.337
ひとり親と子	0.382	0.379	...	0.357	0.380	0.367	...	0.367	0.383	0.372	...	0.367
3世代世帯	0.265	0.301	...	0.251	0.307	0.359	...	0.288	0.314	0.367	...	0.295
その他	0.361	0.338	...	0.349	0.367	0.330	...	0.375	0.369	0.333	...	0.376

(出所) 府川(2002)

表9 世帯構造別再分配所得のジニ係数

世帯構造	世帯人員調整前				世帯人員調整a				世帯人員調整b			
	全世帯	現役	引退	Mix	全世帯	現役	引退	Mix	全世帯	現役	引退	Mix
合計	0.368	0.337	0.353	0.358	0.336	0.315	0.317	0.353	0.341	0.325	0.314	0.355
単独	0.407	0.379	0.347	0.436	0.407	0.379	0.347	0.436	0.406	0.379	0.348	0.436
夫婦のみ	0.359	0.308	0.279	0.399	0.360	0.310	0.276	0.404	0.360	0.310	0.274	0.405
夫婦と子	0.289	0.283	...	0.321	0.285	0.277	...	0.331	0.298	0.292	...	0.330
ひとり親と子	0.378	0.373	...	0.357	0.376	0.361	...	0.364	0.378	0.367	...	0.363
3世代世帯	0.279	0.325	...	0.263	0.299	0.350	...	0.280	0.305	0.358	...	0.286
その他	0.376	0.341	...	0.376	0.365	0.328	...	0.375	0.367	0.330	...	0.377

(出所) 府川(2002)

その結果、世帯の課税前所得の平均値を世帯構造別にみると3世代世帯が最も高く、最も低い単独世帯の3.2倍であった。また、引退世帯は現役世帯の約50%であった。しかし、世帯人員を調整すると夫婦のみ世帯が最も高く、ひとり親と子の世帯が最も低くなった。また、最大と最小の格差は1.3倍と大幅に縮小した(表6)。課税前所得のジニ係数は3世代世帯が0.265と最も小さく、単独世帯が最も大きかった。3世代世帯の中でもMix世帯でジニ係数が小さく、また、Mix世帯の単独や夫婦のみ世帯のジニ係数が大きかった。世帯人員を調整すると、3世代世帯やMix世帯の一部でやや大きく変化したものの、それ以外では世帯構造別ジニ係数はあまり大きく変わらなかった(表8)。

世帯の再分配所得の平均値も3世代世帯が最も高く、単独世帯が最も低かった。世帯人員を調整すると夫婦のみ世帯が最も高くなり、ひとり親と子の世帯が最も低くなることも課税前所得と同様であった(表7)。再分配所得のジニ係数の状況は課税前所得と同様であった。世帯人員を調整しても3世代世帯を除いて世帯構造別ジニ係数の変化は少なかった(表9)。

世帯所得の計測単位：成人夫婦単位¹¹

世帯規模を調整するもう一つの方法は、世帯を最小の単位に分割して所得格差を計測するものである。日本では欧米と比較して三世代世帯のような同居世帯比率が依然として高い。しかし、国立社会保障・人口問題研究所(2000)の推計によれば、20年後には現在の欧米の平均水準までに世帯規模が縮小するとされている。ここでは、同居している未婚成人等を独立した単位として見ることにより、彼らの生活状況の一端を明らかにすることを試みる。基礎統計は以下のようにして作成した。すなわち、成人(夫婦)で世帯主世帯と同

¹¹ 本節は寺崎(2002)に負っている。

居している場合には世帯主世帯から分離して別の世帯を構成すると見なし、成人（夫婦）を単位として世帯を再構成した。この成人夫婦単位に分割する方法は寺崎（2000）で試みられたものであり、具体的な方法は以下の通りである。

『国民生活基礎調査』からは各世帯員の世帯主との続柄、人口学的属性、および所得がわかる。世帯構造別に見ると、「単独世帯」と「夫婦のみの世帯」は分離の対象とはならない。分離の対象となるのは「夫婦と未婚の子」、「片親と未婚の子」、「三世帯世帯」および「その他の世帯」である。それぞれについて以下のようにして成人（夫婦）を分離した。

- (1) 「夫婦と未婚の子」、「片親と未婚の子」については、20歳以上の未婚の子をそれぞれ独立世帯とする。
- (2) すべての三世帯世帯は夫婦単位で分離される。まず、親の世帯と子の世帯は分離される。
- (3) 夫婦でない場合は単独で1つの世帯とする。
- (4) 三世帯世帯で、同居する者が20歳未満であっても婚姻者は独立世帯とする。
- (5) その他世帯についても成人夫婦を単位として分離する。
- (6) その他世帯のうち、未婚の20歳未満の者は世帯主の世帯に帰属する。

その結果、現実の世帯数を100とすると、1988年も1997年も分離した結果、計測単位数は153に増加する。表10はこのようにして求めた成人夫婦単位の所得格差の状況を示したものである。まず、全体として90年代にはそれほど所得格差が拡大していないことが確認できる。ただし、タイル係数とジニ係数ではやや異なった傾向を示す。ジニ係数ではやや下がっているが、タイル係数では逆である。いずれにしても、世帯単位で計測される所得格差の拡大という姿とは異なった傾向を示しており、潜在的には所得格差はそれほど大きくは変化していないと見ることができる。もう一点注目されるのは、寺崎(2000)でも述べたように、成人夫婦単位でみたジニ係数より、現実の世帯のジニ係数が0.1も小さくなっていることである。これは世帯のもつ生活保障機能によって所得格差が縮小されていることを意味する。

表10 成人夫婦単位による世帯所得の不平等係数

項 目	1988	1997
現実の世帯のジニ係数	0.3826	0.3954
現実の世帯のタイル係数	0.2632	0.2886
成人夫婦単位ジニ係数	0.4977	0.4865
成人夫婦単位タイル係数	0.4573	0.4724
属性間タイル係数	0.1220	0.1222

(出所) 寺崎(2002)

しかし、欧米の趨勢を考慮すると、今後、世帯の単位が小さくなることによって所得格差が拡大していくことは避けられないことのように思われる。従って、生活状況に関して

政策的な判断を正確に行っていくためには、世帯の中の個人の状況についても正確な情報をとっていくことが求められよう。

4. 社会保障や税制の所得再分配効果

再分配機能の評価¹²

税や社会保障の仕組みは、直接的・間接的に所得再分配をもたらす社会的な装置である。

『所得再分配調査』によるとジニ係数はここ数年上昇傾向にある一方で、社会保障や税によってその値が引き下げられる度が高まっている。しかし、この結果だけに基づいて、社会保障や税が世帯間の所得格差改善に対して大きな貢献をしているといった評価を下すことにはやや問題がある。

というのも、ジニ係数でみた格差拡大と再分配政策によるその縮小程度の高まりは、①もともと所得格差の大きい高齢層が高齢化によってその比重を高めてきたこと、そして②現行の社会保障制度に備わっている世代間の所得再分配機能が発揮されたことを反映したものであって、真の所得格差が是正されたわけではないかもしれないからである。また、再分配政策の効果については、特定時点における年齢階級内の格差是正に注目するだけでは不十分であり、生涯所得をベースにした分析も重要である。

そこで複数世代の同居の影響をコントロールして再分配効果を平方変動係数（SCV）でみたものが表 11 である。使用したデータは『所得再分配調査』1996 年のマイクロデータである。まず、当初所得の SCV は 1.085 となり、調整前の当初所得の 0.878 に比べて幾分大きくなる。とりわけ、60 歳台、70 歳台以上における年齢階級内の所得格差が、同居調整前のそれに比べてかなり大きくなっていることが注目される。これは、調整前の場合、現役層と高齢層の同居により、高齢層における所得格差がかなり隠れていたことを物語っている。

再分配効果については、SCV の低下率が 43% と同居調整前の値に比べて大きめになるだけでなく、年齢階級間の再分配効果のウェイトが大幅に高まり（全体の約 55%。調整前は 25%）、年齢階級内の再分配効果との大小関係が逆転してしまうことがわかる。とりわけ 60 歳以上の層になると、再分配所得の平均は上昇するものの、標準偏差で示される再分配所得のちらばりが大きくなる。

このように同居調整を行って再分配効果の様子を調べると、年齢階級間の所得不平等がより明確に現れてくるとともに、税や社会保障の仕組みがその年齢階級間の不平等是正に大きく貢献しているという様子が浮き彫りになる。なお、年齢階級内の場合は不平等是正をそのまま正当化できるのに対して、年齢階級間の不平等是正に対する評価は難しい。人々は最終的にはすべての年齢階級を渡り歩くわけだし、人口動態の変化によって再分配の不完結性が将来世代への負担の先送りという形で高まる可能性もあるからである。

¹² 本節は小塩(2002)に多くを負っている。

表 11 税・社会保障の再分配効果（同居調整後）

①当初所得 (万円,比率)

年齢階級	平均	標準偏差	SCV
29歳以下	389.2	228.2	0.344
30-39歳	584.9	334.5	0.327
40-49歳	719.9	475.6	0.436
50-59歳	831.0	592.0	0.507
60-69歳	140.3	303.3	4.673
70歳以上	111.8	377.8	11.411
全体	499.3	520.2	1.085
年齢階級間の所得不平等			0.338
年齢階級内の所得不平等			0.747

②税・社会保障による再分配所得 (万円,比率)

年齢階級	平均	標準偏差	SCV
29歳以下	349.8	222.1	0.403
30-39歳	518.6	275.7	0.283
40-49歳	622.4	386.2	0.385
50-59歳	720.2	493.0	0.469
60-69歳	368.2	364.1	0.978
70歳以上	381.5	392.2	1.057
全体	524.8	412.7	0.619
年齢階級間の所得不平等			0.075
年齢階級内の所得不平等			0.544

(出所) 小塩(2002)

税と社会保険料負担の実態¹³

それでは、再分配の装置である税や社会保険料の負担構造はどのようになっているのであろうか。財務省によると、2000年度および2001年度では、独身者と夫婦二人（配偶者の一人は無業であるとする）の世帯の課税最低限は、それぞれ、114万円と384万円である。給与所得者の平均給与は400万円程度であるから、夫婦二人では、ほぼ非課税となる。さらに、妻が無業の場合には、パートからの所得はほぼ103万円までは非課税なので、500万円に使い収入があっても非課税世帯となっている。こうして多くの世帯が税金を払っていない。その結果、負担は一部の「高額所得者」に偏ることになる。所得税からの税収を確保するためには、こうした高額所得者から税を取らねばならず、税率はどうしても下げることはできない。所得の増加以上に税負担が増える、超過累進税を避けることはできない。

所得税の最高税率は、1989年の抜本改革において、それまでの60%から50%へと引き下げられた。その後、1996年度の改正によって、最高税率の適用される（課税）所得は、2000万円から3000万円に引上げられたが、住民税の負担をあわせると、最高税率は65%に達していた。最高税率は、1996年度に見直しがなされ、所得税は37%、住民税は13%となった。その結果、現在最高限界税率は、所得税と住民税を合わせて、50%となっている。

『国民生活基礎調査』1998年のマイクロデータから、所得階層別に税と社会保険料の平均および限界負担率を求めた（表12）。推計は、雇用者と自営業者にわけて行った。ここで雇用者は、雇用所得はあるが、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得および公的年金・恩給がすべてゼロの個人である。

¹³ 田近・古谷(2002a)。

表 12 所得階層別に見た税負担—雇用者のケース—

20 分位			所得の単位：千円					
分位	サンプル数	所得	平均負担率			限界負担率		
			所得税	所得税 住民税	所得税 住民税 社会保険	所得税	所得税 住民税	所得税 住民税 社会保険
1	1564	402	0.160	0.162	0.263	.	.	.
2	1564	825	0.047	0.046	0.129	-0.061	-0.064	0.002
3	1564	1011	0.040	0.040	0.116	0.007	0.012	0.057
4	1564	1330	0.033	0.038	0.117	0.012	0.034	0.122
5	1564	1735	0.034	0.043	0.132	0.039	0.060	0.180
6	1564	2060	0.038	0.049	0.135	0.058	0.078	0.151
7	1564	2399	0.040	0.052	0.135	0.049	0.068	0.132
8	1564	2713	0.038	0.050	0.137	0.026	0.038	0.158
9	1564	3031	0.042	0.056	0.135	0.078	0.108	0.113
10	1564	3394	0.042	0.057	0.145	0.039	0.063	0.229
11	1564	3756	0.041	0.055	0.141	0.031	0.043	0.109
12	1564	4123	0.043	0.060	0.147	0.066	0.106	0.201
13	1564	4586	0.043	0.062	0.147	0.047	0.080	0.146
14	1564	5029	0.042	0.062	0.143	0.031	0.064	0.109
15	1564	5614	0.043	0.065	0.154	0.047	0.087	0.242
16	1564	6235	0.045	0.070	0.155	0.064	0.116	0.165
17	1564	7007	0.048	0.076	0.162	0.069	0.130	0.222
18	1564	7903	0.054	0.087	0.170	0.105	0.168	0.235
19	1564	9156	0.064	0.103	0.184	0.125	0.203	0.269
20	1569	13976	0.107	0.166	0.226	0.190	0.285	0.306
合計	31285	4316	0.069	0.101	0.185			

(出所) 田近・古谷(2002a)

雇用者の平均所得は、431 万円であり、所得税、所得税と地方税の合計、さらに社会保険料を加えた平均負担率は、それぞれ、6.9%、10.1%および 18.5%である。5 分位、10 分位、20 分位にしたがって負担の増大の仕方を見ると、所得階級があがると負担率が飛躍的に増大することがわかる。20 分位でみると、第 18 階層あたりで負担は大きく増大している。限界負担率は、階層間の所得増加に対する負担の増加の割合であるが、第 18 分位で所得税の限界負担率が跳ね上がっている。この階層の平均所得は、790 万円であり、わ

が国の所得税の負担がこのレベルの所得以上に偏っていることがわかる。

諸控除の実態¹⁴

日本の所得税の特徴の一つは、所得からの控除が大きく、課税所得が大きく浸食されている結果、税負担が一部の所得層に偏っていることである。ここでは、課税所得が控除によってどの程度浸食されているかを示す。

表 13 は、雇用者について所得税の控除による課税所得の浸食度を表したものである。ここでは、所得を 300 万円未満、300 万円以上～500 万円未満などにわけ、最高所得階層を 3000 万円以上とした。つぎに、浸食率 = (所得 - 課税所得) / 所得、として、各所得階層別に、0.2 の幅で、浸食率が 0~0.2、0.2~0.4 から 0.8~1 に属する割合を求めた。

例えば 300 万円から 500 万円の所得階層では、浸食率が 0.4~0.6 の範囲に属する人の割合が、37.92%にも達している。また、浸食率 0.6~0.8 の幅に属する人の割合も、36.24%であり、控除により課税所得が大きく縮小されていることがわかる。全体としては、表の下の欄外に示されている通り、浸食率が 0.8 を超える人々の割合は、13.93%であり、浸食率が 0.6~0.8 および 0.4~0.6 である人の割合は、それぞれ 36.99%と 35.68%である。したがって、浸食率が 0.4 を超える人の割合は、86.6%となっている。

表 13 諸控除による課税所得の浸食率：雇用者のケース

(上段：頻度、中段：全サンプルに占める割合(%)、下段：所得クラスに占める割合(%))

%	0.0	to 0.2	0.2 to 0.4	0.4 to 0.6	0.6 to 0.8	0.8+	Total
0 to 3000(千円)	145	501	1343	2995	1455	6439	
	0.67	2.32	6.22	13.86	6.73	29.8	
	2.25	7.78	20.86	46.51	22.6		
3000 to 5000	209	455	2370	2265	951	6250	
	0.97	2.11	10.97	10.48	4.4	28.93	
	3.34	7.28	37.92	36.24	15.22		
5000 to 8000	113	522	2380	2169	532	5716	
	0.52	2.42	11.01	10.04	2.46	26.45	
	1.98	9.13	41.64	37.95	9.31		
8000 to 10000	34	303	1166	439	60	2002	
	0.16	1.4	5.4	2.03	0.28	9.27	
	1.7	15.13	58.24	21.93	3		
10000 to 12000	27	156	346	95	9	633	
	0.12	0.72	1.6	0.44	0.04	2.93	

¹⁴ 田近・古谷(2020a)。